

25. 国際協力研究科

I	国際協力研究科の教育目標と特徴	・・・	25-2
II	分析項目ごとの水準の判断	・・・	25-4
	分析項目 I 教育の実施体制	・・・	25-4
	分析項目 II 教育内容	・・・	25-9
	分析項目 III 教育方法	・・・	25-13
	分析項目 IV 学業の成果	・・・	25-18
	分析項目 V 進路・就職の状況	・・・	25-21
III	質の向上度の判断	・・・	25-24

I 国際協力研究科の教育目的と特徴

本研究科は、世界標準の開発・国際協力系教育研究機関となることを目標にしている。以下に教育目的、組織構成及び教育上の特徴について述べる。

（教育目的）

1. 本研究科は、国際舞台で活躍しようとする意欲と能力をもつ優秀な人材を育成し、その修了後の活動を通じて、国際社会の発展に貢献することを教育目的に掲げる。この目的を達成するために、特に、政策策定能力の開発を重視し、専門的で豊富な学識と実践力をもつ人材を育成するとともに、この分野で教育・研究をリードし、新たな学問領域を切り開きうる能力を有する研究者を育成する。
2. 本研究科の特徴は、経済学・法学・政治学・国際関係論の分野で活躍できる研究者の排出を目標としつつ、同時に、国際協力分野における世界的教育機関となることを通じて、高度専門職業人の養成をも目的としており、研究者教育と高度職業人養成との相乗効果を狙っている。
3. 上記教育目的と特徴は、本学中期目標である「研究者と高度専門職業人の養成」及び「国際化に対応できる学生の教育を目指す」ことに特に資する。

（組織構成）

これらの目的を実現するために、本研究科では《資料1》のような組織構成をとっている。

《資料1：組織構成》（赤字は専任教員の属する基幹講座）

専攻名	講座名
国際開発政策専攻	開発経済論、開発政策論、開発計画論、国際構造調整論、比較経済発展論、地域経済論、日本経済論
国際協力政策専攻	国際協力法、トランスナショナル関係論、政治社会発展論、国際比較法制、国際変動論、現代政治論
地域協力政策専攻	開発運営論、制度構築論、都市環境論、保健医療論、教育協力論

（教育上の特徴）

1. 本研究科は、将来国際協力の分野で活躍することを目指す多様な背景を有する入学者を有し、理論と実践の双方の教育を行っていることが特徴である。具体的には、JICAの技術協力プロジェクトを受託し国際教育協力分野の実践的教育を行い、模擬条約交渉を実践する授業科目を設置し、インターンシップ・海外実習を奨励し単位化している。
2. 本研究科には、開発途上国を中心とする多数の留学生が在籍しており、留学生を対象としたニーズに応えるため、1999年に英語による学位取得を可能にする開発協力特別コース（博士後期課程）を設置し、2006年10月からは、前後期一貫の開発政策特別コースの設置に至った。
3. 2003年10月には、アジア・東ヨーロッパなどの特定の国の若い行政官のため、文部科学省ヤングリーダーズプログラム奨学生向け地方行政コース（YLPコース）を設置した。

4. 2007年5月には、学内資金を得て「国際公務員基礎スキル向上教育プログラム」を立ち上げ、本研究科入学者の志望進路として人気の高い国際公務員養成を目標に、専門性と実践力、そして国際的に通用する語学力向上を目指す教育プログラムの開発に着手した。
5. 2007年10月には、インドネシアの大学で1年間学んだ後、本研究科でさらに1年間学び、それぞれの大学の履修単位を満たせば、2つの学位が取得できる「デュアル・ディグリー・プログラム」を発足させた。

【想定する関係者とその期待】

本研究科は、受験生・在学生、卒業生及びその就職先関係者、並びに国際協力に携わる国内及び外国・国際機関・団体等を関係者として想定しており、これら関係者からの専門性と実践的即戦力のバランスの取れた涵養、特に語学力向上を通じた国際的通用力の向上という期待に応えるべく、教育を行っている。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

本研究科では、国際社会の発展に貢献しうる優秀な人材を養成するために、専門性、学際性及び実践性を重視した教育を行うことを目的としている。その目的達成のため、経済学に基づく開発援助について教育する教員組織として国際開発政策専攻、国際的な枠組み及び開発途上国の政治社会について教育する教員組織として国際協力政策専攻、そして開発途上国の社会的特徴及び分野別協力（教育、保健医療など）について教育する教員組織として地域開発政策専攻の3専攻を置き、教員の配置状況は《資料2》のとおりである。専任教員1人あたりの学生収容定員は約9名であり、密度の濃い専門的教育が可能となっている。

平成18年4月から、学位取得に向けたより体系的な教育・研究を行うために、4つの教育プログラムを立ち上げた（「Ⅲ質の向上度の判断」事例1参照）。各教育プログラムに多様な専門をもつ教員を配置し《資料3》、プログラム横断的に履修を奨励する「共通中核科目」8科目《資料4》を設置し、これを専任教員が教授している。実践性の涵養は、実務経験を有する教員を積極的に採用し（全体の20%）《資料5》、また、国際協力機構の加藤宏氏、国際協力銀行の庄司仁氏、外務省の高野修一氏など国内の国際協力の実務家・専門家及びウィニペグ大学の P. Ghorayshi 教授、チュラロンコン大学の S. Thanitcul 教授など海外の専門家を客員教員・非常勤講師として迎えている。以上のように豊富で多様な教員組織が本研究科の最大の特徴である。

学生定員と現員の状況は、《資料6》のとおりである。博士後期課程学生の現員が定員より多いのは、博士後期課程の学生の中に長期海外フィールドワークやインターンシップを行う者、働きつつ研究を続ける者が少なからずいるためである。

《資料2：専攻等ごとの研究指導教員数及び研究指導補助教員数》

専攻・課程	収容定員	現員数							設置基準に必要な教員数					
		研究指導教員					研究指導補助教員		計					
		男		女		計	男	女	男	女	総計	研究指導教員	研究指導補助教員	計
		教授 (内数)		教授 (内数)										
国際開発政策専攻	22	16	10	0	0	16	0	0	16	0	16	5名以上		9
国際協力政策専攻	20	13	12	4	1	17	0	0	13	4	17	5名以上		10
地域協力政策専攻	18	9	7	2	1	11	0	0	9	2	11	5名以上		9

《資料3：4つの教育プログラムと教員の専攻分野、担当授業科目》

国際学プログラム

氏名	専攻分野	担当授業科目
教授 ロニー・アレキサンダー	平和研究（とくにジェンダーや太平洋島嶼国に関する問題）	トランスナショナル関係論, トランスナショナル関係論演習, Issues in Peace and Development I
教授 土佐 弘之	グローバル政治研究（規範理論・批判理論とその応用）	グローバル政治論 II, トランスナショナル関係論演習, Issues in Peace and Development II
准教授 西谷 真規子	国際政治理論, トランスナショナル社会運動理論, 国際世論	グローバル政治論 I, トランスナショナル関係論演習, International Relations
助教 大賀 哲	国際政治学, 地域統合論	
教授 高橋 基樹	東南部アフリカにおける経済開発および後発途上国に対する開発援助論	アフリカ経済論, 開発運営論演習, Economic Development Studies
教授 内田 康雄	途上国の社会セクターの運営管理および援助マネージメント	開発運営論, 開発運営論演習, Development Management
准教授 小川 啓一	教育経済学, 教育財政学, 教育政策と計画	人的資源開発論, 開発運営論演習, Human Capital Development
准教授 西村 幹子	国際教育開発, 教育政策・改革の実証分析	開発社会調査論, 開発運営論演習, Social Research Method for Development

開発・経済プログラム

氏名	専攻分野	担当授業科目
教授 福井 清一	途上国の比較制度分析, グローバル化と貧困削減	開発経済論 II, 開発経済論演習, Mathematics for Social Sciences
教授 松永 宣明	貿易と経済発展, 経済発展における企業の役割	開発経済論 I, 開発経済論演習, Economic Development Studies
准教授 三重野 文晴	経済発展と金融システム, 金融システムの实証分析	開発金融論, 開発経済論演習, Monetary Theory
教授 陳 光輝	応用計量経済学, 中国経済（とくに地域間格差に関する問題）	地域開発論, 統計的方法, 開発政策論演習, Statistics
准教授 橘 永久	途上国における森林資源管理, 環境と経済発展に関する実証分析	環境資源経済論, 開発経済論演習, Environmental Economics
教授 駿河 輝和	経済発展と雇用・失業, 海外直接投資	開発マクロ経済学 I・II, 開発計画論演習, Macroeconomics
准教授 川畑 康治	応用計量経済学, 東アジアの工業発展	計量経済分析, 開発計画論演習, Econometrics

国際法・開発法学プログラム

氏名	専攻分野	担当授業科目
教授 五十嵐 正博	国際法	国際協力法, 国際人権法, 国際協力法演習, International Human Rights Law
教授 柴田 明穂	国際法, 国際法形成過程論, 南極条約体制に関する研究	国際機構法, 国際環境法, 多国間条約交渉論, 国際協力法演習, International Environmental Law, Law of International Organizations
准教授 林 美香	国際法	国際協力法演習, International Cooperation Law
教授 金子 由芳	アジア法（アジア諸国・市場経済化諸国の経済法制）	開発法政策論, 法整備支援論, 制度構築論演習, Comparative Law for Development

政治・地域研究プログラム

氏名	専攻分野	担当授業科目
教授 片山 裕	東南アジアの政治発展	比較政治, 政治社会発展論演習, Local Development
教授 鳴田 謙二	地方行財政	政治社会発展論特論, 政治社会発展論演習, Local Government Finance
教授 松並 潤	規制緩和・民営化および地方自治の比較研究	比較行政, 政治社会発展論演習, Local Government
教授 木村 幹	朝鮮半島における政治文化の形成過程	比較政治文化, 比較地域研究論, 政治社会発展論演習, Comparative Politics
准教授 高橋 百合子	比較政治学, 比較政治経済, ラテンアメリカ現代政治	政治発展論, Political Development

《資料4：研究科共通中核科目一覧》

トランスナショナル関係論、開発社会調査論、開発マクロ経済学 I、開発ミクロ経済学 I、統計的方法論、国際協力法、開発法政策論、比較政治

《資料5：実務経験のある教員（民間職員・民間等研究職員など。他大学教員の経験は含まない）
（2007年8月24日現在）

性別 年齢	男性				女性				全体
	教授	准教授	助教	計	教授	准教授	助教	計	計
60代	1			1				0	1
50代				0				0	0
40代	1	1		2	1			1	3
30代				0		1		1	1
20代				0				0	0
計	2	1	0	3	1	1	0	2	5

《資料6：学生定員と現員》

■ 学生数 (2007年4月1日現在)

	前期課程			後期課程			
	1年	2年	計	1年	2年	3年	計
計	98	87	185	24	27	85	136
(留学生)	(42)	(32)	(74)	(8)	(10)	(17)	(35)
(社会人)	(45)	(29)	(74)	(10)	(18)	(39)	(67)

* 入学定員は前期課程 70，後期課程 30。留学生と社会人は内数。

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

（観点に係る状況）

本研究科に評価委員会を設置し、教育内容や方法に関する自己点検・評価、教育改善、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の企画調整を行っている。教育改善、FDに係わる重要活動については、研究科長を中心とした運営委員会が方針を決定し、それを評価委員会又は企画委員会にて実施するという体制をとっている。

研究科の教育内容・方法の改善に向けた具体的な取組としては、第1に毎学期行う学生による授業アンケートの実施とその結果分析、第2に研究科カリキュラムに関する全国ウェブベース・アンケート調査の実施（調査会社に委託して平成18年4月）とその結果分析、第3に研究科在学生に対するインターンシップに関するアンケート調査の実施（平成18年10月）とその結果分析、第4に「魅力ある大学院イニシアティブ」支援事業の一環として行った大学院教育のグローバル化に関する国際シンポジウム（平成19年2月開催）での提言・提案の分析と実現方法の検討、そして第5に学内専門家を招いた教職員に対するFD講習会の企画と開催（平成19年に2回実施、参加人数計39人）である。

以上のアンケート調査の結果、第1に、全国ウェブベース・アンケート調査の結果、本研究科を含む国際系大学院の教育内容の魅力として、実践的な教育、外国語教育、研究者養成が可能な専門的教育な

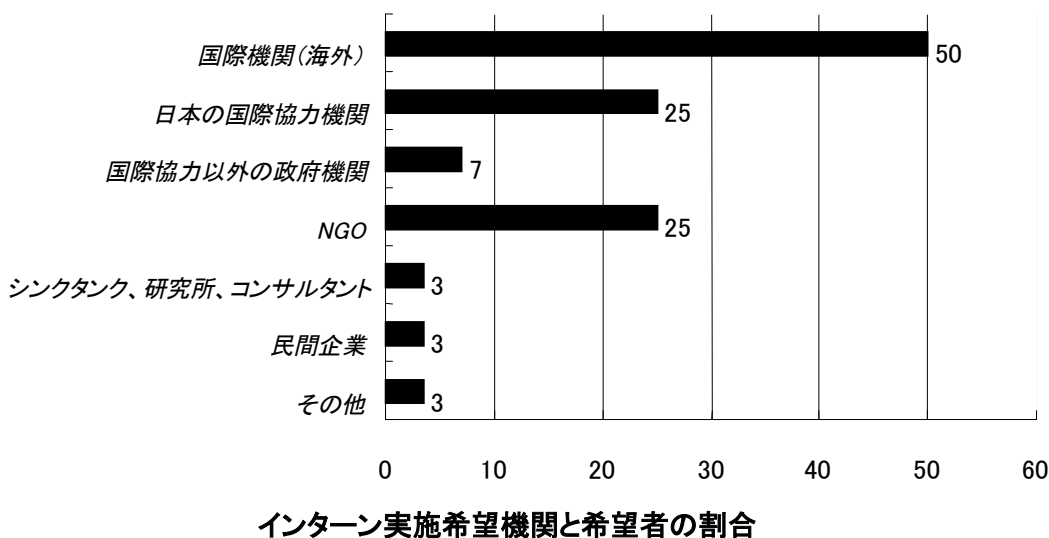
どが挙げた。《資料7》そこで本研究科では、平成18年4月から学位別の4つの教育プログラムによる教育を、入試体制との連携も含め実施した。第2に、実践的教育としてニーズの高いインターンシップや海外実習については、インターンシップ先の希望についての学生アンケートの結果を踏まえ《資料8》、国際機関等を含めることにより派遣先を多様化させ《資料9》、インターンシップについてはこれを正規授業科目として単位化した。第3に、外国語教育を重視するため、国際学プログラムにおいては、英語だけで実施する授業2科目を必修とした。博士後期課程における専門的教育、学際的教育を行うために、第4に、平成19年度からコースワークを導入し、公開の研究発表「ワークショップ」を正規科目として設置した。

《資料7：全国ウェブベース・アンケート調査結果(H18.4実施)：国際系大学院の魅力》

【グラフ10: Q9. 「国際系」大学院の伝統的研究科と比べての魅力 項目別1位、2位件数比較】(1~3位順位付け、単位:件)



《資料8：研究科在学生インターンシップに関するアンケート調査結果(H18.10実施)》



《資料 9：平成 19 年度海外実習、インターンシップ派遣先国・機関》

平成19年度海外実習・インターンシップ派遣先		
海外実習	前 期	イエメン
		マラウイ
		イエメン (UNICEFなどの国際機関含む)
		ガーナ
	後 期	カナダ (環境条約事務局視察)
		アメリカ合衆国
インターンシップ	前 期	イエメン教育省
		インドネシア教育大学
		マラウイ大学
		UNICEFイエメン事務所
	後 期	教育開発アカデミー (米国)
		マラウイ大学
		JICA米国事務所
		JICAインドネシア事務所

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る。

(判断理由)

本研究科は、多様な専門を有する専任教員を3つの専攻に配置しつつ、実務経験を有する専門家を多数客員教員等にて招へいし、豊富で多様な教員組織を基盤としている。教育内容・方法の改善のための体制も、評価委員会又は企画委員会が、在学生や国際系大学院志望大学生及び社会人等の関係者から積極的に意見聴取（アンケート）を行い、その調査結果を分析し、改善案を運営委員会に諮る制度を構築している。これら提言・提案に基づき、運営委員会及び教授会での慎重な審議を経て、4つの教育プログラムの設置など具体的な教育改善が実際に行われている。これらのことから、本研究科の教育の実施体制は、期待される水準を大きく上回ると判断する。

分析項目Ⅱ 教育内容

(1) 観点ごとの分析

観点 教育課程の編成

(観点に係る状況)

博士前期課程においては1年次に基礎学力、学際的知見、2年次に応用力・課題発見能力、データ収集能力及び修士論文作成能力の育成を、博士後期課程においては専門的・自立的研究能力を身に付けることを目指した授業科目の配置により、体系的な教育課程を編成している。

まず、国際協力を研究するために必要となる学際性を身に付けるための基礎科目として、教育プログラム横断的な8つの「共通中核科目」《資料4 (p.25-5)》を設定して全て博士前期課程の1年次に配当している。これら8科目の内容は、いずれも、各専門分野の基礎的内容を教授するものであり、例えば、「開発社会調査論」は、国際開発学や国際協力論に必要とされる社会調査の理論と方法を総合的に学ぶ基礎コースとして位置づけられている。学際性を備えながらも核となる高い専門力を身に付けるため、各教育プログラムにおいては希望進路や年次別に履修モデルを提示し、取得学位(国際学、経済学、法学、政治学)ごとに必修科目を設定している。《資料10》

博士後期課程においては、学生が各自の研究を進める上で、専門分野の研究を指導教員が演習方式で教授する「特殊研究」に加えて、本研究科が有する豊富な教授陣の指導を幅広くかつ定期的に受けることを可能とするため、「ワークショップ」を単位化してコースワークを定めている(「Ⅲ質の向上度の判断」事例1参照、《資料11 (p.25-9)》を参照)。

《資料10: 履修モデル(開発・経済プログラムの例)》

開発・経済プログラム 修士(経済学)取得の場合の履修モデル例

希望進路	1年次		2年次
	前期 16単位	後期 14単位	通年 2-6単位
「必修」	演習 4	演習 4	研究指導
修士(経済学)の「必修」科目	開発マクロ経済学Ⅰ 2 開発ミクロ経済学Ⅰ 2		
プログラム推奨科目	統計的方法 開発マクロ経済学Ⅱ 2 開発ミクロ経済学Ⅱ 2 開発経済論Ⅰ	開発経済論Ⅱ 2 計量経済分析 4	
「選択」科目(下記参照)		(2科目) 4	(1-3科目) 2-6

希望進路別「選択」科目の履修モデル例	
開発調査・研究	地域開発論・社会開発論・国際構造調整論・開発金融論・人的資源開発論*・国際金融論・ 開発社会調査論・地域研究系他から 5-6科目程度
開発援助・NGO等	経済協力論・社会開発論・人的資源開発論*・開発金融論・環境資源経済論・開発評価論*・ 開発運営論*・地域開発論・開発社会調査論・地域研究系他から 5-6科目程度
国際ビジネス	国際構造調整論・経済協力論・地域開発論・開発評価論*・環境資源経済論・国際金融論・ 地域研究系他から 5-6科目程度

地域研究系 開講予定科目	比較経済発展論(中国)、比較経済体制論(東欧等移行国)、日本社会経済論、日本経済発展論 地域経済論(中南米)、アフリカ経済論*
-----------------	--

科目名末尾の*印は、他プログラム提供科目を示す。各特論や英語コースの科目、また上記以外の他研究科目は、個別に検討のこと。また修了必要単位数は30科目であるが、上記モデル例のように32単位以上を取得することが望ましい。網掛けは共通中核科目。

観点 学生や社会からの要請への対応

(観点に係る状況)

国際系大学院には、全国ウェブベース・アンケート調査でも明らかになったとおり、専門的教育、実践的教育、そして外国語教育が期待されている。こうしたニーズに応えるために、本研究科では、以下のような取組を実施している。

専門的教育を実施するための博士後期課程における「ワークショップ」:平成19年度から新たに単位化したこの授業科目は、全ての博士後期課程学生が隔週毎に、公開にて研究発表をする場である。平成19年度前期の研究発表の題目は《資料11》のとおりである。この「ワークショップ」の導入により、学生は、自らの研究内容を専門分野の関係者のみならず、他分野の教員・学生にも分かりやすく報告する能力を要求され、また、自分の指導教員のみならず、教務委員長その他参加している教員、学生からもコメントがもらえることになる。

実践的教育を実施するための海外実習とインターンシップ:国際舞台で活躍できる現実感覚、積極性、実践的なスキルを身につけた優秀な人材を育成するため、海外実習及びインターンシップを正規の授業科目とし、かつ、海外実習については、学生の渡航費用の一部を補助することにより、履修を奨励している。平成19年度の海外実習及びインターンシップの開講数は前述の《資料9 (p25-7)》のとおりであるが、海外実習についてはその参加者数はほぼ毎年20人前後にのぼる。《資料12》本研究科では、特に、国際学プログラムにおける教育においてインターンシップを積極的に活用している。(「Ⅲ質の向上度の判断」事例2参照)

外国語教育を実施するための英語授業科目の提供とカリキュラムの中への位置づけ:本研究科では、多くの専門科目を英語だけで教授する開発政策特別コースを設置している《資料13》。同コースの専門科目の主な対象は、開発政策特別コースに在籍する留学生であるが、日本人学生もこれらの科目を履修することは可能である。平成19年度からは、国際学プログラムで、英語2科目の履修を必修とした。国際法・開発法学プログラムでも、日本人用の授業科目を英語によって行うなど、語学力向上に力を入れている。

《資料11：平成19年度前期「ワークショップ」研究報告題目》

第1回 (4/25)	研究発表1 藤川久美「外国人労働者の送金問題と起業行動分析—ブラジル起業支援者プロジェクトから」 研究発表2 内山直子「メキシコにおける経済自由化と賃金格差に関する研究」
第2回 (5/9)	研究発表3 森口舞「キューバ革命政権のナショナリズム—その歴史的起源を中心に」 研究発表4 Magar Zsuzsanna Blanka「神道とナショナリズム」
第3回 (5/23)	研究発表5 本田悠介「生物遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際制度をめぐる問題点と現状」 研究発表6 山口治男「現代におけるコモンズ概念の意義と問題点」
第4回 (5/23)	研究発表7 ユ 琳秀「中国企業統治のあり方」 研究発表8 田中伸幸「教育開発における援助協調の分析—ベトナムにおける初等教育支援事例に」 研究発表9 Mary Rose Gazman「combating public sector corruption in the Philippines: lifestyle check program」 研究発表10 川畑博司「Social Capital and Environmental Performance」
第5回 (6/27)	研究発表11 加茂美雪「日本的諸問題へのワークシェアリングの有効性検証」 研究発表12 甲斐久子「インドにおける雇用停滞の要因分析」 研究発表13 出町一恵「タンザニア中小企業における企業間信用とネットワーク」

第 6 回 (7/11)	研究発表 14 志水麻里「Transition in International Cooperation Activities by Japanese Universities: Since the International Educational Cooperation Round-table Meeting」 研究発表 15 Shakya Dipu「Uneven Teacher Deployment in the Context of Ongoing Decentralization -A case of primary teacher deployment in Nepal」 研究発表 16 利根川桂子「地方分権下の教育セクターにおける地方行政と市民社会のパートナーシップ—エチオピアを事例として—」
第 6 回 (7/11)	研究発表 17 三原一郎「ブレイン・ドレインの研究」 研究発表 18 成瀬小百合「インドネシアの世帯主の教育水準と貧困に対する脆弱性」 研究発表 19 Petric Alina Nona「Banking system reform in Romania: lessons from the Japanese experience」

《資料 12：海外実習参加者数推移及び渡航費補助》

海外実習参加者数の推移・渡航費補助			
	実習国	人 数	渡航費補助金額
2004年度	タンザニア・ザンビア	2人	なし
	ラオス	4人	
	ラオス	3人	
	計	9人	
2005年度	カンボジア	4人	630,000円
	タンザニア・ザンビア	8人	
	イエメン	4人	
	タイ	6人	
	計	22人	
2006年度	インドネシア	4人	560,000円*
	タンザニア	8人	
	イエメン	3人	
	スイス	4人	
	計	19人	
2007年度（途中）	イエメン	3人	450,000円**
	マラウイ	2人	
	イエメン	6人	
	ガーナ	2人	
	カナダ	6人	
	アメリカ合衆国		
	計	19人	

*2006年度については、他に神戸大学教育活性化支援経費による計100万円の支援があった。

**2007年度については、他に神戸大学教育活性化支援経費による計180万円の支援がある。

《資料 13：開発政策特別コースの英語授業科目一覧》

■カリキュラム					
授業科目		単位	授業科目		単位
前期課程			International Environmental Law	2	
Microeconomics	2	International Criminal Law	2		
Macroeconomics	2	Law and Development	2		
Monetary Theory	2	Comparative Law for Development	2		
Public Finance	2	Comparative Politics	2		
International Economics	2	Political Development	2		
Mathematics for Social Sciences	2	International Relations	2		
Statistics	2	Issues in Peace and Development I	2		
Econometrics	2	Issues in Peace and Development II	2		
Growth Theory	2	Comparative and Quantitative Political Analysis	2		
Economic Development Studies	2	Japanese ODA	2		
Socio-Economic Development Theory	2	International Health	2		
Environmental Economics	2	Research Method in Epidemiology	2		
Development Management	2	Special Lecture on International Cooperation Law	2		
Theories on Development Assistance	2	Special Lecture on Transnational Relations	2		
Human Capital Development	2	Special Lecture on Political and Social Development	2		
Social Research Methods for Development	2	Special Lecture on Institution Building	2		
Special Lecture on Development Economics	2	Academic Writing	2		
Special Lecture on Development Policy	2	Readings in Social Sciences	2		
Special Lecture on Development Planning	2	International Field Work	2		
Special Lecture on Development Management	2	Seminar	4		
International Cooperation Law	2	他の GSICS 学生の受講および単位取得も可能です。			
Law of the International Civil Service	2	後期課程			
International Human Rights Law	2	Advanced Research	4		
Law of International Organizations	2	Workshop I	2		
Multilateral Treaty Negotiation	2	Workshop II	2		
		Internship	2		

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由)

本研究科は、第 1 に、その教育課程において、4 つの教育プログラムを取得学位毎に設置し、そこにおいて必修科目や進路別の履修モデルを設定し、明確なカリキュラム編成となっていること、第 2 に、学際性と基礎力を涵養するため、修士課程 1 年前期に 8 つの「共通中核科目」を開講し履修を奨励していること、第 3 に、学生や社会からの要請に応えるために、専門性を涵養する教育として、博士後期課程に「ワークショップ」を設置し公開の研究発表の場を設けていること、第 4 に、実践性を涵養する教育として、平成 19 年度よりインターンシップを単位化し、海外実習については渡航費を一部補助して履修を奨励していること、第 5 に、語学力を涵養する方策として教育プログラム毎に英語授業の履修を奨励しており、教育内容は、期待される水準を上回ると判断する。

分析項目Ⅲ 教育方法

(1) 観点ごとの分析

観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点に係る状況)

本研究科の授業形態は主として講義、演習からなり、それに加えて海外実習とインターンシップがある。平成19年度における開講科目数は、日本語での講義54科目、英語での講義35科目、日本語での演習39科目、海外実習6科目、インターンシップ8科目である。各教育プログラムが提示する標準的な履修モデルによると、学生は講義73.3%、演習26.7%を履修することになる。指導方法の工夫として少人数による対話型、討論型、参加型の授業やプレゼンテーション能力を高める学習及びメディアを活用した授業などを導入している。例えば、《開発社会調査論》はグループディスカッション、コンピュータによる実習を取り入れて行われており《資料14》、「多国間条約交渉論」では実際の条約交渉を再現し、模擬条約交渉が行われている《資料15》。共通中核科目《資料2(p25-4)》は、学際的に国際協力を研究するための基礎を身につけることをねらったものである。さらに多くの授業科目でティーチングアシスタント(TA)を配置しており《資料16》、学生に対するきめ細かい指導に貢献している。

シラバスは、全てウェブサイト上に公開しており、担当教員名、授業概要、授業形式及び使用テキスト、評価の方法、授業の予定、課題、論点、参考文献の履修情報を掲載し、学習の便宜を図っている。学生は、シラバスに掲載された情報を基に履修する授業科目を選択しており、また、各教員も授業の初回にシラバスに掲載されている授業内容や計画を確認することによりシラバスを活用している。《資料14、資料15》

《資料14：「開発社会調査論」のシラバス》

開発社会調査論

(前期 2 単位)

西村 幹子

授業概要

本コースは、国際開発学・国際協力論に必要とされる社会調査の理論と方法を総合的に学ぶ基礎コースとして位置づけられる。社会調査に必要なことは、調査の目的や課題を明確にするだけでなく、こうした課題に対して、実際にフィールドに出てどのように調査をするか、という方法論である。また、収集されたデータをそれぞれの課題に応じて、どのように分析するかを明らかにすることが大切である。特に、開発途上国においては、調査の対象となる人々が必ずしも共通の文字を使用或いは認識しないことや、収集できるデータが限られている等の様々な問題に遭遇する。こうした様々な限界の中で、より適切な調査を実施するためには、調査の実施に当たり多くの準備が必要となる。

本授業では、社会調査の理論と手法を体系的に学ぶと同時に、実践的に社会調査を実施するための基礎的な量的、質的なデータの収集、分析の方法を習得することを目的としている。コースは、調査の設定の仕方、定量的な調査手法、定性的な調査手法の3つの柱に分かれる。具体的に含まれる手法としては、理論と方法の設定の仕方、データ収集の方法、サンプリング法、質問票の作成方法、インタビュー法、観察法を履修する。データ分析の手法としては、定量的分析手法として記述統計、カイ二乗検定、相関分析、単・重回帰分析を、定性的分析手法としてコーディング法をカバーする。

最終的には、各自で調査課題を設定し、それに対してどのように調査を実施していくかを考えられるようになることが大切であり、授業の最後には、各自、調査計画書を作成し、提出することが求められる。また、定量的分析のために国内外で広く使用されている統計ソフト(Stata)を利用して実際の開発途上国のデータを基にデータ分析の演習を行う。

授業形式および使用テキスト

授業は講義形式、グループディスカッション、コンピュータによる実習を複合的に取り入れて実施する。

評価の方法

授業への出席、参加度合い、テキストの読解力、演習課題、調査計画書の評価を踏まえ、総合的に判断

する。

授業の予定, 課題, 論点

1. 社会調査の設定の仕方

社会調査を実施するにあたり, 重要なのは課題の設定と課題と調査手法の整合性である。そのためには, 何のために (調査課題), 誰を対象として (対象人口), どのように (調査手法), 何を明らかにする (調査質問) のか, をあらかじめ設定しておくことが必要である。また, 調査倫理やバイアスについても認識しながら調査を進める必要がある。こうした課題に関する理論的, 実践的調査手法を論じる。(メイ 2005, 1-3 章および 5 章 126-138 頁; Creswell 1998, 4 章; Maxwell 1996, 2-4 章)

2. 定性的調査の方法

定性的な調査手法のうち, インタビュー法, 観察法, 参加型開発調査手法を取り上げる。実践として, インタビュー演習を行い, それをコーディングという分析手法を使ってグループに分かれて分析する。(メイ 2005, 6-7 章; Berg 2001, 4-6 章および 9 章; チェンバース 2000, 6 章; Creswell 1998, Appendix C; Miles and Huberman 1994; 斉藤 2002; 佐藤 2003)。

3. 定量的調査の方法

サーベイ法, サンプリング法, データ収集法, 質問票の作成方法, データの処理法について概観し, それぞれの調査過程で発生する様々な問題やそれに対する解決方法について論じる。データの処理については, 基礎統計や初歩的な線形回帰分析を用いて, 変数間の関係や推論の分析手法を習得する。また, 実際の開発途上国のデータを用いた分析手法を習得するため, 4つのアサインメントを出題する。(メイ 2005, 4-5 章; Converse and Presser 1986; Groves, et al. 2004, 4 章; Lewis-Beck 1980)

参考文献

- ・ 斉藤文彦 『参加型開発—貧しい人々が主役となる開発に向けて—』, 日本評論社, 2002.
- ・ 佐藤寛編 『参加型開発の再検討』, アジア経済研究所, 2003.
- ・ ロバート チェンバース (野田直人・白鳥清志監訳) 『参加型開発と国際協力: 変わるのはわたしたち』 明石書店, 2000.
- ・ ティム・メイ (中野正大監訳) 『社会調査の考え方—論点と方法—』, 世界思想社, 2005.
- ・ Berg, B. L. Qualitative Research Methods for the Social Sciences, 4th ed. Allyn and Bacon, 2001.
- ・ Converse, J. M. and Presser, S. Survey Questions: Handcrafting the Standardized Questionnaire. Sage, 1986.
- ・ Creswell, J. W. Qualitative Inquiry and Research Design: Choosing Among Five Traditions. Sage, 1998.
- ・ Groves, R. M., Fowler, F. J., Couper, M. P., Lepkowski, J. M., Singer, E. and Tourangeau, R. Survey Methodology. Wiley, 2004.
- ・ Lewis-Beck, M. S. Applied Regression: An Introduction. Sage, 1980.
- ・ Maxwell, J. A. Qualitative Research Design: An Interactive Approach. Sage, 1996.
- ・ Miles, M. B. and Huberman, A. M. Qualitative Data Analysis: An Expanded Sourcebook, 2nd ed. Sage, 1994

《資料 15: 「多国間条約交渉論」のシラバス》

多国間条約交渉論(Multilateral Treaty Negotiation)

後期

2 単位

柴田 明穂

授業概要:

法は極めて実践的な道具である。この授業は、「国際法が現場でいかに使われているか」、そして「国際法を現場でいかにして使うか」という問題意識をもって、多国間条約をめぐる国際交渉を具体的にと

りあげ、その分析および実習を通じて、国際法ないし法的技術を実践的に応用する力を身につけてもらうことを目的とする。本授業は、日本語コースに位置づけられるが、多国間条約交渉が通常英語で行われることに鑑み、日英両言語を駆使して授業を行い、英語によるプレゼン能力(presentation)、起草力(drafting)、そして国際法実践力(practical use of international legal techniques)を養うことも、重要な目的としている。

具体的に、授業前半では、多国間条約の構造やその運用を理解するために、具体的な条約制度（多国間環境条約ないしは南極関連条約の予定）を取り上げて、その形成・運用過程を分析し、その過程で問題となった国際法的論点を抽出・検討する。授業後半は、教員が実際に携わった条約交渉を再現し、模擬条約交渉を行う。（遺伝子組み換え作物等のバイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書の下で交渉されている損害賠償責任制度、もしくはその不遵守手続制度、南極条約の下で交渉されている南極観光規制措置ないし南極海域バイオプロスペクティング活動規制措置などを予定しているが、受講者の関心等より異なる題材を取り上げることもあり得る。）

本授業を履修するためには、国際法の基礎的素養があることが望ましいが、授業中に提示する関連文献（必読文献および参考文献）を読みこなすことができれば、事前に国際法の知識がなくとも、授業を理解することは可能と思われる。英語コースの”International Environmental Law”を同時履修することを強く勧める。授業は日英両言語で行うが、外交交渉の実践はほとんどが英語となる。

授業形式および使用テキスト：

多国間条約の構造の理解を深める授業前半は、基本的に講義形式で行う。但し、学生との質疑応答を通して理解を深めていくので、関連文献・資料を事前に読んでおくことは必須である。後半の実習（模擬交渉）の形式は、参加人数等も勘案しながら、授業中に提示する。

必読文献（論文、教科書の一部等）は教員が用意して配布する。条約集は必携。

評価の方法：

授業時の質疑応答ならびに議論への参加とその貢献度、実習（模擬交渉）への取り組み方などを総合的に判断して、合計100点満点で行う。無断で2回以上欠席したものに対しては単位は与えられないので注意すること。

授業の予定、課題、論点：

授業予定の詳細については、授業開始時に提示する。

参考文献：

村瀬信也『国際立法』（東信堂、2002年）。I.W. サートマン編著『多国間交渉の理論と応用：国際合意形成へのアプローチ』（慶應義塾出版会、2000年）。田邊敏明『地球温暖化と環境外交：京都会議の攻防とその後の展開』（時事通信社、1999年）。Richard E. Benedick, *Ozone Diplomacy: New Directions in Safeguarding the Planet* (enlarged edition, Harvard University Press, 1998). Alexander Gillespie, *Whaling Diplomacy: Defining Issues in International Environmental Law* (Edgar Elgar, 2005).

《資料16：平成19年度ティーチングアシスタント(TA)採用状況》

平成19年度ティーチングアシスタント採用科目数

	TA付き講義科目	TA付き演習科目	TA付き科目合計	開講科目総数
国際学プログラム	20	6	26	39
開発・経済プログラム	13	8	21	55
国際法・開発法学プログラム	13	6	19	26
政治・地域研究プログラム	12	4	16	33
合計	58	24	82	153

観点 主体的な学習を促す取り組み

(観点到に係る状況)

本研究科では、授業に係る自主学習を促すために、シラバスでは、科目ごとの授業内容だけでなく、参考文献を掲げている。《資料 14 (p. 25-12)、資料 15 (p. 25-13)》また、適切な履修科目を自主的に選択できるように、「学生便覧」に各プログラムの希望進路にあわせた履修モデルを掲載するとともに《資料 10、p. 25-8》、入学時に実施するガイダンスで説明をして、学習計画を立てやすくするように配慮している。さらに、学生が主体的に考え学んだ理論を具体的な事例に当てはめ実践する授業科目として「多国間条約交渉論」なども設置している《資料 15 (p. 25-13)》。博士後期課程においては、学生が主体的に着実に研究を進められるよう、博士論文作成スケジュールを提示している《資料 17》。

インターンシップや海外実習は、学生が国際協力の現場を体感し、自ら課題を発見し、そして研究に必要な資料やデータ等を収集するための機会を提供しており、学生の主体的な学習を促す重要な契機となっている《資料 18》。

環境面では、自主学習に必要な施設として、各学生のデスクがある院生研究室、土・日・祝日も使用可能な社会科学系図書館（平日 8：45～21：30、土・日・祝日 10：00～18：00）、国際協力研究科共同資料室（平日 10：30～11：45、12：45～17：15）、情報処理室（平日 9：00～21：30）、情報処理演習室（平日 13：00～17：00）を整備して、自主学習用に開放している。

《資料 17：博士論文作成スケジュール（学生便覧掲載）》

項目	第 1 年度				第 2 年度				第 3 年度			
	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
研究計画書提出	○											
研究活動報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
提出資格試験・ 審査の申請	○	○	○	○	○	○						
提出資格審査		○	○	○	○	○	○	○				
博士論文の執筆	目次・ 章	目次・ 章	目次・ 章・節	目次・ 章・節	前半 部分	前半 部分	後半 部分	後半 部分	改訂	改訂	改訂	
中間報告							○	○				
博士論文									○		○	

- ・ 研究活動報告書は 3 ヶ月ごとに指導教員に提出すること。
- ・ 博士論文提出資格は第 2 年度の後半までに取得しておくことがのぞましい。
- ・ 博士論文の提出期間は、4 月 1 日から 6 月 20 日まで、および 10 月 1 日から 12 月 20 日までとする。

(参考)

研究科規則（博士課程の修了要件）

第 32 条 博士課程の修了要件は、前期課程又は修士課程修了後、後期課程に 3 年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期課程に 1 年（2 年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて 3 年）以上在学すれば足りるものとする。

《資料 18：海外実習実施要項の一例》

2007 年度海外実習
「国際環境条約交渉及び環境条約事務局・国連機関等の視察」

1. 目的・担当教員
国際環境条約交渉の現場及びそれをサポートする環境条約事務局を視察することにより、環

境条約の運営実施に関する法政策がいかに決定されるか、環境条約事務局や国連機関等で働く国際公務員がいかなる役割を果たしているかについて学習します。また、条約交渉に参加するための諸手続（NGO の設立、参加要請書の作成・提出、登録の手続など）を学生自ら行うことにより、国際会議への参加方法等についても学びます。

本実習は、後期開講の「International Environmental Law」及び「多国間条約交渉論」と有機的に関連させて、学習の相乗効果を狙っています。

担当教員は国際協力法講座所属教員（柴田明穂統括）です。

2. 期 間：10月1日、8日、15日：国内における事前研修
 10月21～27日：国際環境条約交渉の視察・研究
 10月28日～11月2日：国連機関等の視察・研究
 ※NGO 設立、参加登録等の手続は6月より開始します。

3. 場所・視察機関

カナダ・モントリオール

バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書「賠償と救済に関するアドホック公開作業部会第4回会合(<http://www.biodiv.org/biosafety/issues/liability.shtml>)

アメリカ合衆国・ニューヨーク

国連本部法務部法典化課、経済社会問題部持続的開発課、国連児童基金 (UNICEF)、国連開発計画 (UNDP)、国連女性開発基金 (UNIFEM)、他

4. 単位：後期2単位

5. 参加資格・人数・選抜方法

学業成績が優秀で、国際会議における議論が理解できる語学力（国連公用語）を有していること。参加する学生は旅行傷害疾病保険に加入しなければなりません。

3～5名程度。但し、会議参加登録人数に制限が加えられる場合は、その制限を上限とします。

応募者多数の場合は、成績等を参考にし、将来の志望進路等も勘案し、場合によっては面接により、担当教員が参加学生を決定します。2007年度後期「多国間条約交渉論」を履修する学生を優先します。

6. 単位認定方法

実習期間中の貢献度およびレポートによります。

7. 履修希望提出手続・問い合わせ先

6月29日までに教務係に申し込んで下さい。その後担当教員より、電子メールにより選抜等に関する連絡を差し上げます。

本実習の内容についてご質問がある時は、柴田 (akihos@kobe-u.ac.jp) まで。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由)

本研究科における多様な授業形態の組合せ、学習指導方法に関する積極的な工夫、そして学生に主体的に考えさせる教育取組などは、教育目的に合致したものになっている。また、多くのTAの活用、積極的なシラバスの活用など、教育効果の向上のためのさまざまな工夫を行ってきている。加えて学生の主体的な学習を支援するため、資料室や情報処理施設などの環境整備にも力を入れている。これらのことから、本研究科の教育方法は期待される水準を上回ると判断する。

分析項目Ⅳ 学業の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点に係る状況)

博士課程前期課程の修了率は、《資料 19》のとおり平成 16 年度入学者 88.41%、平成 17 年度入学者 93.65%である。開発協力特別コースの博士前期課程修了率は、平成 16 年度入学者 91.30%、平成 17 年度入学者 93.65%、YLPコースの修了率は、平成 16 年度入学者 90.90%、平成 17 年度入学者 100%となっている。博士課程後期課程においては、長期休学や退学後 5 年以内の博士論文提出が認められており、課程 3 年以内の修了率は意味をなさない。平成 16～19 年度前期までの博士号取得者数は《資料 20》のとおりである。博士後期課程の学生は、学会発表や学術論文への投稿を積極的に行っている《資料 21》。

休学者数は、平成 16 年度から 18 年度までの 3 年間平均で博士課程前期課程約 11 人、後期課程約 46 人となっている。退学者数は、前期課程で平成 16 年度 3 人、17 年度 8 人、18 年度 4 人、後期課程では《資料 22》となっている。

《資料 19：博士課程前期課程修了率》

	一般コース			開発協力特別コース		YLPコース	
	H16 年度 入学	H17 年度 入学		H16 年度 入学	H17 年度 入学	H16 年度 入学	H17 年度 入学
4 月入学者数	69	63	10 月入学者数	23	22	11	7
3 月修了者数	(H18 年)61	(H19 年)59	9 月修了者数	(H18 年)21	(H19 年)21	(H17 年)10	(H18 年)7
修了率 (%)	88.41	93.65	修了率 (%)	91.30	95.45	90.90	100

《資料 20：学位取得数》

	修士号	博士号
平成 16 年度	68	17
平成 17 年度	68	11
平成 18 年度	80	9
平成 19 年度	85	15

《資料 21：博士課程学生の学会発表、学術雑誌等への論文等発表数》

区 分	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
学会発表数 ()内は国外で行われたもの	6 回 (0 回)	9 回 (0 回)	12 回 (1 回)
論文発表数 ()内はレフェリー付学術雑誌に発表した論文数	6 件 (0 件)	13 件 (7 件)	14 件 (7 件)

《資料 22：退学者数及び博士論文提出資格審査に合格した人数》

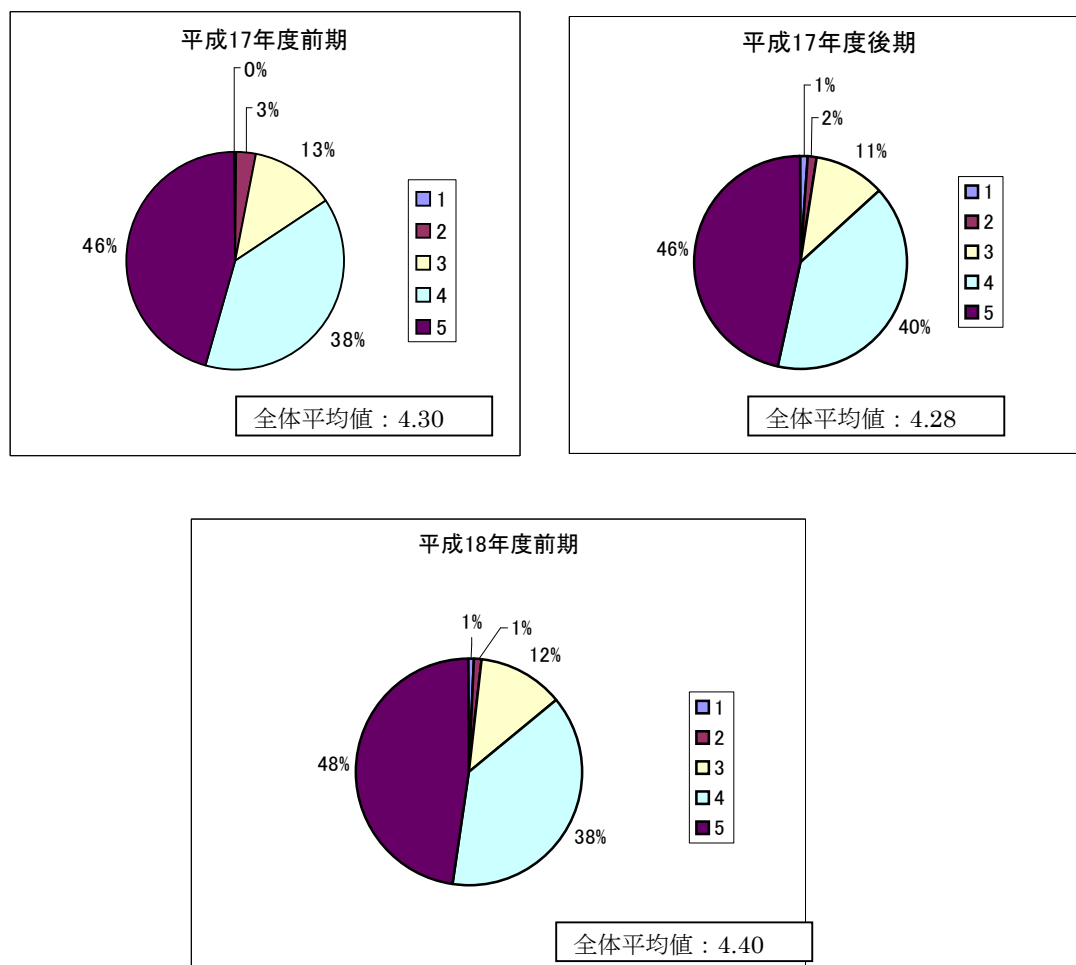
	後期課程退学者数	退学者のうちの資格 審査合格者数
平成 16 年	23	9
平成 17 年	22	8
平成 18 年	21	9

観点 学業の成果に関する学生の評価

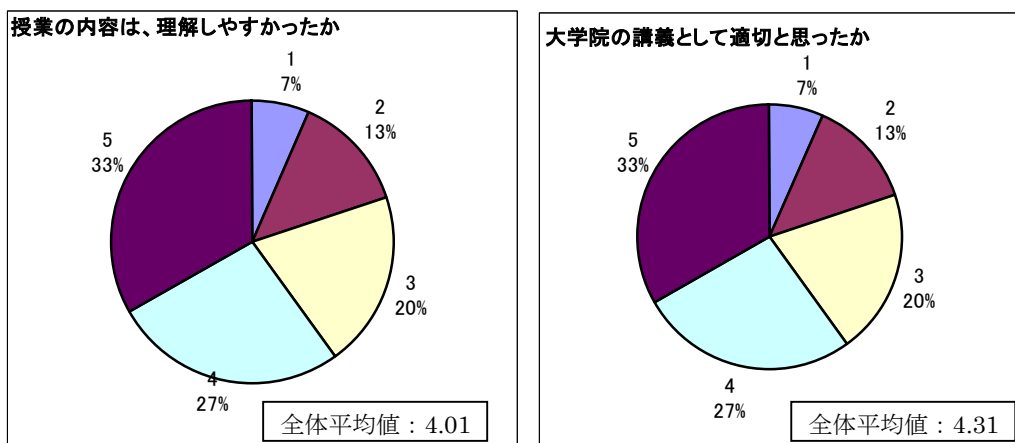
(観点に係る状況)

平成17年度前期・後期、平成18年度前期において紙ベースで授業評価アンケートを実施した。授業の総合評価を5段階(5を最も高く評価する、1を最も低く評価するものとする)で聞いたところ、各々平均、4.3、4.28、4.4となっている《資料23》。その他の質問事項、例えば、「理解できたか」、「大学院の講義として適切か」、「興味をそそったか」、「熱意が感じられたか」に対する評価も常に4を超えていた《資料24》。

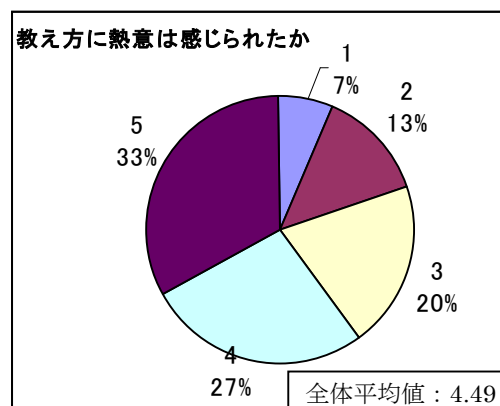
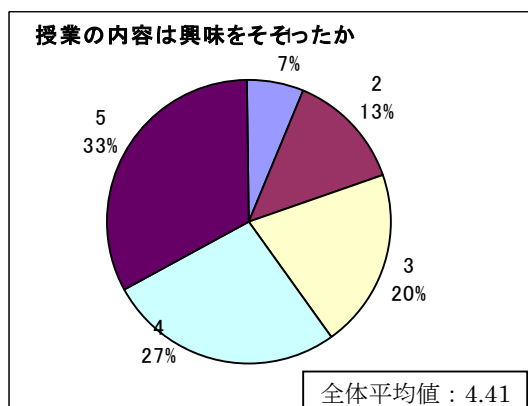
《資料23：授業評価アンケートの結果：総合評価：平成17年度、18年度》



《資料24：授業評価アンケートの結果：平成18年度》



- 1. 強く否定 ■ 2. 否定 ■ 3. どちらでもない ■ 1. 強く否定 ■ 2. 否定 ■ 3. どちらでもない
■ 4. 肯定 ■ 5. 強く肯定 ■ 4. 肯定 ■ 5. 強く肯定



- 1. 強く否定 ■ 2. 否定 ■ 3. どちらでもない ■ 1. 全く感じられなかった ■ 2. あまり感じられなかった ■
■ 4. 肯定 ■ 5. 強く肯定 ■ 3. 普通 ■ 4. ある程度感じられた ■ 5. 大いに感じられた

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

博士課程前期課程では修了率は非常に高く、休学者や退学者も少ない。博士課程後期課程では必ずしも全員が博士号を取得できるわけではないため、退学者数や休学者が一定人数存在するが学会発表や学術論文への掲載を積極的に行っている。また、授業評価アンケートの結果から、学業の成果に関する学生の評価は高いと判断する。これらのことから、本研究科の学業の成果は期待される水準にあると判断する。

分析項目 V 進路・就職の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 卒業(修了)後の進路の状況

(観点に係る状況)

本研究科はその教育目的として、国際協力分野の研究者・実務家等の輩出を挙げており、従って、民間企業や国家公務員など、いわゆる通常の進路以外の進路を目指す学生が多い。また、博士課程前期課程修了者の2～3割程度が後期課程に進学する。国際協力分野の進路は短期任期付きの契約が多く、転職することがいわば当然の職種であり、学生の卒業直後の進路状況によって本研究科の教育成果を一概には測れない側面がある。

本研究科の博士課程前期課程の修了者及び後期課程退学者ないし博士号取得者の就職先は、本研究科の学際的性格を反映して、大学、研究機関、政府系金融機関、地方公共団体、財団法人、民間コンサルタント、その他民間企業ときわめて多岐にわたっている《資料 25》。本研究科博士課程前期課程平成 18 年度修了者(一部)の就職先は《資料 26》のとおりである。

《資料 25 : 2005 年 11 月現在までの研究科在学生・修了生の国際協力分野での就職・活動状況》

< 公的機関の常勤正規採用 >

機関名		人数	詳細
国際機関	世界銀行	1	
	国連諸機関	4	世界保健機構(WHO)、旧ユーゴスラビア国際協力刑事裁判所(ICTY)、国際労働機関 (ILO)、国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)
国内機関	外務省	4	
	国際協力機構(職員)	11	
	国際協力銀行	5	
	日本貿易振興会	1	
	アジア経済研究所	9	
	大学その他の研究機関(途上国・国際協力研究関係のもの)	28	京都大学、大阪大学、神戸大学、名古屋外大、鳥取環境大学、釧路大学、岡山商大、山形大学、筑波大学、宇都宮大学、関西学院大学、甲南大学、芦屋大学、龍谷大学、桜美林大学、天理大学、立命館大学、金沢大学、長崎外国語大学、拓殖大学
	その他	12	国際交流基金、難民事業本部、神戸市、中小企業金融公庫、緑資源機構、国会図書館、アジア防災センター、芦屋市国際交流協会
計	75		

< 民間の常勤正規採用 >

機関名		人数	詳細
開発コンサルタント会社		11	環境工学コンサルタント、国際航業、三祐コンサルタント、IC ネット、長大、八千代エンジニアリング、コーエイ研究所、GA コンサルタンツ
社団法人		2	海外コンサルティング企業協会 (ECFA)、PHD 協会
財団法人(国際開発高等教育機構、国際協力推進協会、国・自治体関連国際交流団体等)		8	太平洋人材交流センター (PREX)、国際協力推進協会 (APIC)、国際開発高等教育機構 (FASID)、名古屋国際センター、政策科学研究所
NGO・NPO		9	神戸 YMCA、名古屋 YMCA、横浜 YMCA、キッズ・インターナショナル、ピースウィンズジャパン、JVC (ジャパンボランティアセンター)、AMDA
その他		10	キャピラ三菱、NHK、神戸新聞、ジャパンエコー、読売新聞、西日本新聞
計		40	

<期限付き契約職員>

機関名		人数	詳細
国際機関	世界銀行コンサルタント	4	
	国連諸機関 ジュニアプロフェッショナルオフィサー(JPO)	2	国連開発機構 (UNDP)、国際労働機関 (ILO)
	その他国際機関 専門職員	2	
国内機関	日本大使館専門調査員	24	フィリピン、アメリカ、ドミニカ、スイス、バングラデシュ、タンザニア、ペルー、エチオピア、タイ、ラオス、ザンビア、サウジアラビア、ガーナ、ホンジュラス、ベトナム、ナイジェリア、パナマ、リ、シカゴ、ポーランド、ルーマニア、エチオピア、イメン
	国際協力機構 (派遣専門家)	11	ジンバブエ、グアテマラ、パキスタン、ガーナ、ウガンダ、セネガル、ザンビア、カンボジア、ニカラガ
	国際協力機構 (企画調査員)	6	ザンビア、ジンバブエ、バングラデシュ、ガーナ、ナイジェリア、イスラエル・パレスチナ
	国際協力機構 (ジュニア専門員)	4	
	国際協力銀行 (専門調査員)	3	
	NPO・NGO 職員	5	アフリカ日本協議会、アジア女性エンパワーメントプロジェクト、シェア・東チモール、南ア JVC、難民を助ける会
	その他	10	社団法人海外環境協力センター、米州開発銀行コンサルタント、UNESCO プログラムオフィサー、PADECO、JICE、兵庫県外国人インフォメーションセンター、アジア防災センター
計		71	

<海外ボランティア>

機関名		人数	詳細
国連ボランティア (UNV)		2	スリナム、インドネシア
シニアボランティア		1	ホンジュラス
青年海外協力隊 (調整員)		3	ホンジュラス、ガーナ、インドネシア
青年海外協力隊 (隊員)		13	セネガル、ケニア、シリア、タンザニア、コートジボワール、グアテマラ、ザンビア、ボリビア、スリランカ
大使館派遣員		3	ニュージーランド、フィリピン
国際協力機構在外調整員		1	ルーマニア
その他		1	タイ
計		25	

《資料 26：平成 18 年度研究科博士前期課程修了者（一部）の就職先》

日本 IBM、リクルート、大日本コンサルタント、すかいらく、コスモ石油、石原産業、日立建機、日立製作所、松下電器産業、カシオ計算機、アルプス電気、松田、ブリジストン、アイシン精機、大和総研、TIS、NTT データ、UFJ 日立システムズ、IBM ビジネスコンサルティング、シークス、三菱商事ロジスティックス、西日本旅客鉄道、三菱倉庫、みずほ信託銀行、中小企業金融公庫、カリヨン銀行、甲南病院、香川県立三木高等学校、ベンチャーリンク、創建、セレブリックス・ホールディングス、陸上自衛隊、兵庫県、神戸新聞、共同通信社

観点 関係者からの評価

(観点に係る状況)

本研究科では、学生の希望就職先である国内援助機関である JICA や国際協力銀行の幹部を客員教員等で多く招へいしており、これら関係者から学生の能力や資質等について定期的に聞き取りを行って

いる。また、本研究科には同じく学生の希望就職先である国連機関などで働く国際公務員を良く知る外務省職員が常勤職員ないし客員教員として在籍しており、これら関係者からも学生の能力や資質について聞き取りを行っている。さらには、世界銀行や国連専門機関の現役職員を特別講演などで招待し、在学生との意見交換や討論会を実施し、そうした機会を利用して学生の能力や資質等につき評価を得ている。上記の聞き取りからは、本研究科学生の能力・資質について高い評価を得ており、その学生の能力・資質を本研究科の掲げる国際舞台で活躍できる人材の育成という教育目標に沿うべくカリキュラム改革を行ってきた。インターンシップ・海外実習の単位化、外国語科目の増設はその中心的な一環であり、それらを積極的に履修する学生の数が多いことなどから、それらが教育の成果や効果につながっていることは、下記の客観的な外部評価からも見て取れる。

さらに、客観的な外部評価としては、国際的な競争試験や高倍率の面接等を経て採用される国際公務員に本研究科修了生が採用されていることが挙げられる。専門性、実務経験、語学能力等が総合的かつ客観的に評価されるこれら国際公務員採用プロセスを経て、本研究科卒業生が国際公務員となっているという事実自体、本研究科の教育の成果や効果が上がっていることを証明する。本研究科卒業生の中から、これまで世界保健機関（WHO）、国際労働機関（ILO）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）に各 1 名が採用されている《資料 25、p. 25-19》。同じく、修士以上の専門的知見と語学力が必要で、公募により競争試験により採用が決する外務省の在外公館専門調査員に 24 名もが採用されている事実も《資料 25、p. 25-19》、本研究科での教育の効果があつたことの 1 つの証左である。

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を上回る。

（判断理由）

本研究科の修了生の進路は、前期課程の学生の 2～3 割程度が後期課程に進学し、また本研究科の教育目的に沿った国際機関等への就職も多数ある。専門性、実務経験、語学力が競争試験により客観的に評価される国際公務員及び外務省専門調査員にも、多くの修了生が採用されている。学生の希望就職先機関の職員による本研究科学生に関する意見聴取結果では、修了生及び在学生の学力、語学力などが評価されている。以上より、本研究科の進路・就職の状況は期待される水準を上回ると判断する。

Ⅲ 質の向上度の判断

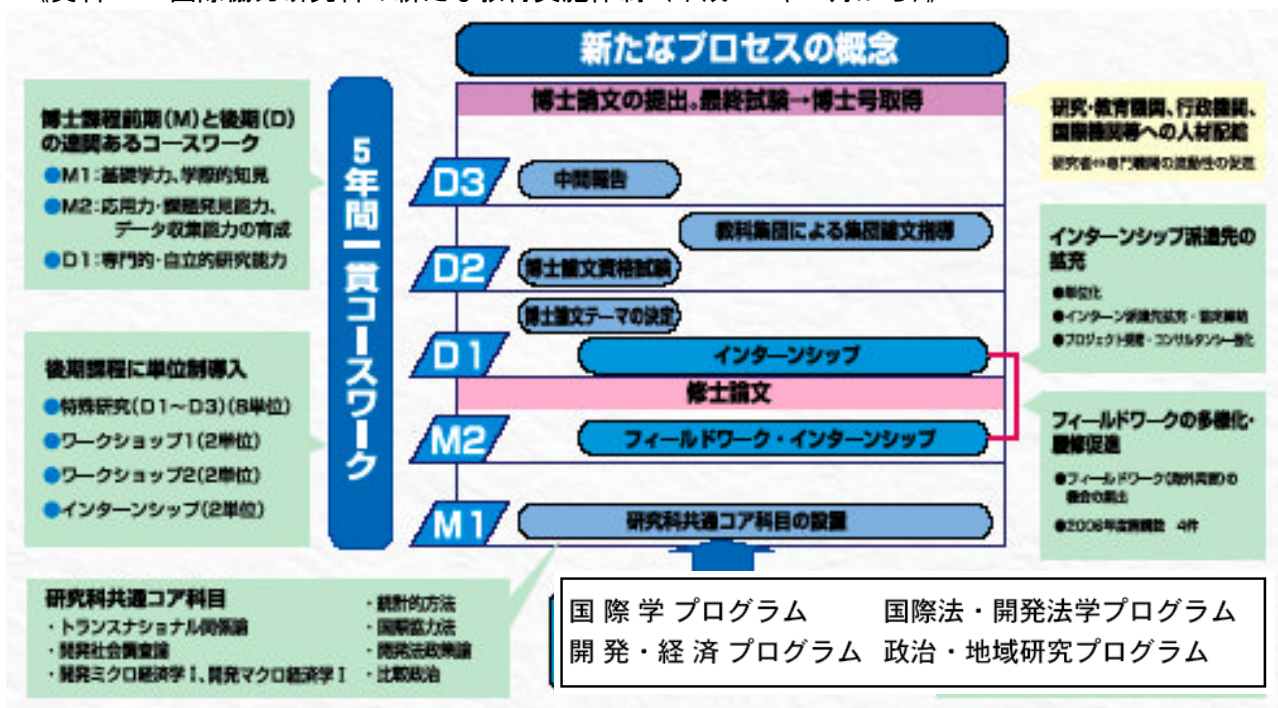
①事例1：4つの教育プログラムによる教育実施体制の確立（分析項目Ⅰ）

（質の向上があったと判断する取組）

本研究科が目的とする専門性、学際性及び実践性を重視した教育を実施するため、平成19年4月から、取得学位毎の4つの教育プログラム（国際学、開発・経済、国際法・開発法学、政治・地域研究）による教育実施体制を確立した。各プログラムは、多様な専門性を有する教員で学位取得に向けた専門的、体系的教育を行えるように構成している。プログラム毎に、希望進路別の履修モデルを策定し、場合によっては必修科目を設け、これらを学生便覧に掲載して学生に周知している。他方で、プログラム横断的な「共通中核科目」を8つ設け、これを博士課程前期課程に配置して、学際的な素養を身につける機会を与える。さらに、平成19年4月からインターンシップを単位化し、実践的な教育の機会を与えている。博士課程後期課程においては、特に公開の研究報告会である「ワークショップ」を設置し、学生の更なる専門性を磨き上げるコースワークを構築した。《資料27》

以上の改革は在学生アンケート結果等に反映された関係者の意見を取り入れて従前の教育実施体制を改廃したものである。

《資料27：国際協力研究科の新たな教育実施体制（平成19年4月から）》



②事例2：インターンシップの積極的展開(分析項目Ⅱ)

（質の向上があったと判断する取組）

本研究科は、在学生インターンシップに関するアンケート結果を踏まえて、インターンシップの機会を増大・多様化した。特に、教育開発分野においては、2007年にインターンシップを単位化してから、国連児童基金(UNICEF)イエメン事務所、イエメン教育省、JICA エジプト事務所、Academy for Educational Development (米国)などに、計12回のインターンシップを実施した。これは教育内容において学生や社会からの要請に対応することに関する質の向上を示しており、学生のインターンシップ報告書《資料28》からも在学生の満足度が向上していることが見て取れる。

《資料28：学生のインターンシップ報告書》

担当教員 HP よりアクセス可能<<http://www2.kobe-u.ac.jp/~ogawa35/>>

国連児童基金(ユニセフ) イエメン D1 有村美穂

博士課程に入学し、幸運にも UNICEF イエメン事務所にてインターンシップをする機会をいただきました。もともと UNICEF イエメン事務所の教育セクションチーフとは M2 のときのイエメン滞在中に少しお話をしたことがあり、セクションチーフが教育統計の出来るインターンがほしいということで、修士論文の分析等も見ていただいた上で話がまとまりました。小川先生が以前から私のことを紹介してくださっていたこと、また修士論文で UNICEF の関心事項である女子教員にテーマを当てていたこと、イエメン教育省でインターンシップをしたことがあったこと、さらには昨年 UNICEF バングラデシュ事務所にてインターンをしていた経験などの要因が重なってこの機会が得られたのだと思います。私にとっては関心分野であるイエメンの基礎教育セクターにて働けるというのは大変ラッキーなことでした。

私のインターン中の業務は主にリサーチやアシスタント業務でした。アシスタント業務は、文書の Editing や議事録作成など、これまで他の機関でもやってきたことと同じようなものでした。ただ、今回のインターン中は直接プロジェクトに関わることも多く、チームワークで進めていくため、UNICEF 以外の機関の方々とご一緒することもあり、これまで以上にミーティング中の発言や議事録の作成には緊張しました。

アシスタント業務のほかには、イエメン教育省女子教育セクターと UNICEF, GTZ が共同で行っている National Review of Girls' Education Project Review in Yemen という、これまでの女子教育プロジェクトの経験と教訓をレビューしていくプロジェクトにも参加しました。私は必要な教育統計をとってきたり、就学率の分析をしたりするのですが、ただのデータ屋さんというだけでなく、その他のミーティングにも出席でき、このようなプロジェクトがどのように進んでいくのかを自分の目で見る事が出来たことは大きかったと思います。同時に、このような調査をする際にはクリアなリサーチ・クエスションや分析枠組みが重要であることを学びました。

リサーチ関係の仕事はいくつかのサーベイに関わる事ができたのですが、その中でも無償化教育のインパクト分析に関わったことは、大変なこともたくさんあったのですが、貴重な経験になりました。学術的にもまだまだ自分の勉強不足を痛感すると同時に、政府やローカルのコンサルタントとのやりとりや、他のドナーと共同で仕事することの面白さや大変さも学びました。リサーチに関しては、もともと TOR で決められていた以外にも急な仕事なども舞い込んできたりもしたのですが、それだけスーパーバイザーが信用して色々な仕事を振ってくれるのは大変責任が大きいと感じると同時にやりがいもありました。サーベイやインパクト分析といっても、実際にフィールドでそのようなことに関わった経験が無かったので、オフィスの同僚や同じ教育セクターで仕事をしている先輩に話を伺ったり、また自分でも色々な文献などを調べたりして仕事を進めていきました。

今回のインターンシップで何よりも嬉しかったのは、上司が今後も別の契約形態でオフィスに残ることをサポートしてくれたことです。まだこちらに関しては進行中なので何も言えないのですが、経験の少ない私を信頼していただいたことは本当に嬉しかったです。また、次のステップに入る前には時間もかかるので、GTZ でのコンサルタントの仕事も紹介してくださり、引き続きイエメンの教育セクターで関わられるように図っていただきました。これまで小川ゼミで先生が何度も口にしていたように、質の高いものをなるべく早めにアウトプットとして出すこと、自分に出来ることを自分で見つけて Proactive に動いてみることを心がけたことが(※実際にそこまで出来たかどうかは上司の評価におまかせしますが…)よかったのかなあ…と思います。

イエメンには神戸大学の先輩方が3人も開発分野で活躍されており、またたくさんの方々が様々な開発機関で活躍されています。こちらで生活を始め、そのような素敵なお方々との出会いがあり、私も頑張らなきゃ、と励まされています。目標にしたい方々との出会いは、いつもどの国にいても貴重ななあ

と思います。まだまだ目標には遠いところにはありますが、今自分の出来る精一杯のことをやりつつ成長していきたいと思っています。

③事例3：実践科目「多国間条約交渉論」設置とその実施（分析項目Ⅲ）

（質の向上があったと判断する取組）

本研究科の特徴である専門性と実践性を組み合わせて、学生が主体的に考え、学んだ理論を具体的な事例に当てはめ実践する授業科目を設置した例として、平成18年度から平成19年度にかけて行われた「多国間条約交渉論」設置に向けた取組が挙げられる。《別添資料1：教育研究活性化支援経費要求書及び実施報告書》この取組の全ての過程は、担当教員のホームページ上にて公開されている。《資料29》

「多国間条約交渉論」実施後の学生アンケート《資料30》から、授業にて学んだ専門的知識を具体的な事例に当てはめて行う模擬交渉の実践は、英語によるコミュニケーション能力を向上させると共に、そのゲーム的要素と交渉に勝つという競争的要素も相まって、学生が主体的に考え、学んだ理論を自ら応用して英語でそれを表現する実践を身につけたことが明らかである。故に、本科目設置は、学生が主体的に学習する取組として教育の質の向上をもたらしている。

《資料29：多国間条約交渉論設置に向けた取組：担当教員HPの1ページ目》

柴田明穂 国際法研究室 | 教育活動 | 多国間条約交渉論

<http://www2.kobe-u.ac.jp/~akihos/ja/negotiation.html>



《資料30：多国間条約交渉論を履修したある学生の授業アンケート》

履修生全員のアンケート結果は担当教員HPで公開。

<http://www2.kobe-u.ac.jp/~akihos/ja/negotiation.html>

質問1 この授業は、国際法が現場で如何に使われ、如何に成立しているかを体感してもらうことを目的としておりますが、国際法の「現場」をイメージできたでしょうか。この授業を通してあなたがイメージする国際法の「現場」についてお教え下さい。

本授業を通じまして、国際法、とりわけ条約の「現場」について体験することができました。

私がイメージする国際法（条約）の現場とは、必然的だとは思いますが、国際社会の国際法（条約）の必要性和それぞれの国家の国益との調整であると思います。実際に国際平面において何らか

の問題が生じ、「法」としての国際法（条約）の必要性が高まっていますが、それを名実ともにその問題の解決につながるようなものとするためには、各国の国益を調整し、国際法（条約）の成立基盤である「合意」に達しなければなりません。しかし、そこには多大なる困難が生じます。さらには、他の国際法の枠組みと抵触しないかについても考慮に入れなければなりません。そのような中で、いかにして最低限のルールを設定することができるか、これが国際法（条約）の「現場」であると改めて実感いたしました。

質問2 この授業は、英語による国際法専門用語の使用や英語による交渉術の習得、更には、英語で積極的にコミュニケーションをとる訓練も兼ねています。この点において、この授業はあなたにとってどの程度効果的であったでしょうか。

本授業を通じまして、英語による国際法専門用語や交渉術を学ぶことができ、また英語でコミュニケーションをとることの楽しさを実感することができました。本当に感謝しております。しかし同時に、私自身の英語力のなさを改めて痛感いたしました。この「体験」を「経験」にして、今後の私自身の英語力の向上に役立てたいと思います。

質問3 開講予定の「多国間条約交渉論」は、日本語コースと英語コース両方の学生に受講を奨励します。今回の授業でもそうであったように、基本的な事項や評価については日英両言語による説明を行い、交渉そのものは英語のみで行う予定です。このような形式の授業についてどう思われるか、ご意見をお聞かせ下さい。

本当に素晴らしいことであると思います。私が知る限り、このような授業を採用している日本の大学は他にはありません。また、私の海外の友達に聞きましても、そこではそのような授業はないようで、本当に素晴らしい授業だと述べておりました。このような英語による交渉スキルは、今後のグローバルな社会においては、世界中のどこにおりましても、たとえ日本におりましても、必然的に要求されるものとなっていくでしょう。

質問4 神戸大学国際法プログラムでは、日本語コース、英語コースに配置されている国際法基本科目で基礎知識、理論を学び、今回のような授業（来年度の「多国間条約交渉論」）で国際法の実践を学ぶというカリキュラムを作っておりますが、今回の授業に参加する上で、他の国際法関連科目の履修は必要であったと思いますか？それとも、今回授業の前半で行った程度の講義で十分と考えますか？その他、このような実践的授業から得られるものをより多くするために工夫すべきとお考えの点などありましたら、お教え下さい。

私は、模擬交渉に関して、今回の授業の前半で行った程度の講義でも十分であるとは思いますが、他の国際法関連科目の履修もできる限り必要であると思いました。私自身も反省しておりますが、条約交渉でありますから、やはり国際法がどのようなものなのか、またどのような分野の国際法があるのか、そこではどのような規定や基本原則があってそれがどのように解釈・適用されるのかを最低限知った上で交渉に臨む必要があると思います。そうすれば、英語で交渉するスキルだけでなく、国際法、いえ法というものの運用の仕方も訓練及び体験できるのではないかと思います。

質問5 あなたの将来の進路（もしくは決まっている進路）との関係で、この授業はどのような意義があったと思われますか？

本授業は私の将来の進路にとって非常に有意義なものでありました。本授業で学んだこと、すなわち、「英語による国際法専門用語の使用や英語による交渉術の習得、更には、英語で積極的にコミュニケーションをとる訓練」は、グローバルに、あるいは海外で活動するためには必要不可欠であると思います。本授業が私に与えてくれたさまざまなスキル及び課題は、私の今後の目標に大きな役割を担ってくれると思います。

質問6 最後に、この授業を履修した感想、来年度開講予定の「多国間条約交渉論」実施に向けた改善点など、ご自由にコメントを下さい。

今回本授業に参加し、多くのスキルを学び、また多くの課題を再確認することができ、本当に感謝しております。ありがとうございました。

改善点は特にありませんが、来年度から「多国間条約交渉論」を受講なさる学生の皆様には、是非、国際法と英語による交渉術の両方を、本授業を通して楽しみつつ学んでいただきたいと思えます。

別の学生の回答

交渉が開始してから、主張の根拠の浅さなど自分の勉強不足を感じる場面が多く、英語に対する苦手意識もあり、なかなか良いタイミングで交渉の流れをつかむような発言をすることが出来ませんでした。海外実習に参加したメンバーであるにも関わらず、このような結果に終わってしまい、能力不足を痛感しています。

ジュネーブでの実際に交渉現場で見た時には（それが本当の外交交渉だからだと思いますが）政治的な理由を根拠にする国も多く、それが当たり前だと思っていました。しかし模擬交渉は100%学術的な観点からのみ評価されるため、主張は国際法の観点から論理構成を組み立てなければならず、国際環境法の分野だけでなく、包括的な国際法の知識が必要であることを体感しました。特に国際法の基礎をなしている重要な原則など、当たり前知っている知識でも、自分が行っている主張の根拠として結び付けて考えることが出来ないことが多々あり知識を自分のものに出来ていないということを感じる結果になりました。

しかし、専門的な交渉技術など今までには知ることが出来なかった新しいことをたくさん知る機会を得ることが出来、他の授業に比べても得ることの多い授業だったと思います。

別の学生の回答

授業時間の制約上、各国が基本的立場を表明した後、急に妥協に向けた方向に動くことにならざるを得ないので、あと一時間くらいは多く授業時間をとっても良いのではないかと。

また、これは法律よりも、国際関係学的な視点になってしまうかもしれないが、条約交渉（論）そのものに関する参考文献の紹介などは必要ないだろうか。たしかに、不遵守手続はやや特殊かもしれないが、一般的には、なぜその国がそのようなポジションをとるかという政策背景や、交渉上のリーダーシップ形成、またそれにより交渉がどのような帰結をもたらしたかといった分析は学問的に面白い。

別の学生の回答

国際法の基本的な教科書に出ている一通りの理論や知識はこの1年で自分なりに大分増やしたけれど、ロッテルダム条約という、基本書で論点に扱われない条約が、いきなり生の条文の形で解釈適用を自分に迫られたとき、法的な枠内で正当に且つ自国の利害に鑑み、最適な解釈と、定立に際しては既存規定の有益な利用など、そういったことへの素養というのは全然違うのだと痛感させられた。

今回、とりわけ痛感したのは、模擬交渉という形であるが、一国の代表という立場で実際に交渉にプレイヤーとして参加して、初めてその立場の重大さが察せられた。自分のへまにより自国（民）が不利益を被りうるという緊迫感の中、議場の動きを的確に把握し、十分な国際法の素養を兼ね備え、交渉に挑むということはいかに大変なことか、外務一種の人々が背負って日々戦っておられるのが察せられた。

学部・研究科等の現況調査表（教育） 正誤表

神戸大学大学院国際協力研究科

	頁数・行数等	誤	正				
1	教育 25-10～25-11 資料 11	第4回 (5/23)	第4回 (6/13)				
2	〃	研究発表 7 ㄷ 琳秀	研究発表 7 ㄱ 琳秀				
3	〃	研究発表 9 Mary Rose Gazman 「 <u>combating public sector corruption in the Philippines: lifestyle check program</u> 」	研究発表 9 Mary Rose Gazman 「 <u>Combating Public Sector Corruption in the Philippines: Lifestyle check program</u> 」				
4	〃	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>第6回 (7/11)</td> </tr> <tr> <td>第6回 (7/11)</td> </tr> </table>	第6回 (7/11)	第6回 (7/11)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>第6回 (7/11)</td> </tr> <tr> <td>第7回 (7/18)</td> </tr> </table>	第6回 (7/11)	第7回 (7/18)
第6回 (7/11)							
第6回 (7/11)							
第6回 (7/11)							
第7回 (7/18)							
5	〃	研究発表 19 PetricAlina Nona 「 <u>Banking systemreform in Romania: lessons from the Japanese experience</u> 」	研究発表 19 Petric_Alina Nona 「 <u>Banking System Reform in Romania: Lessons from the Japanese experience</u> 」				